

(別記様式)

特定間伐等促進計画(変更)

小城市

令和8年4月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、25,000ha（年平均2,500ha）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で112ha（年平均11ha）の間伐を行うことを、小城市特定間伐等促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

3 特定間伐等の実施計画

別紙1による。

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

本市の森林所有者は、大部分が5ha未満の小規模所有者であり、森林施業を計画的、重点的に行うため、市、森林組合、森林所有者等、地域ぐるみの推進体制を整備するとともに、集落や林班（旧小字）単位での森林の施業委託を図っていくこととする。

特に、本市の林業労働力の中核的担い手である森林組合へ施業を委託することで、執行体制の強化及び作業班の強化等実施体制の整備を図ることとする。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

森林作業道等林内路網の整備を推進し、間伐材の搬出を促進させる。また高性能林業機械のオペレーターを育成するため研修会等への積極的参加を推進し、効率的な作業システムの構築を目指す。

6 間伐材の利用の推進

機械化による間伐材の生産に係る作業システムの効率化に努める一方、森林所有者と密着した林業事業体としての森林組合に対し、委託の推進や雇用体系の見直し等による体質改善に努めることで、搬出間伐の促進を図っていくこととする。

7 人材の育成・確保等

各種技術研修会の受講を推進し間伐や路網整備を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成を図るとともに、労務班員の安全確保及び社会保険等への加入による勤務体系・賃金体系の改善を指導し、就労条件の改善に努める。また、林業事業体に対し森林経営計画の策定を促し、それにより事業量を確保し、経営体制の強化を図る。